

(趣旨)

第1条 この要綱は、多可町における空き家の有効活用を通して、定住促進と地域の活性化を図るため実施する空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人若しくは法人が建築又は取得し、現に使用していない（近く使用されなくなる予定のものを含む。）建物（住宅（農地付建物を含む。））、店舗、事務所、倉庫及び作業場）及びその敷地で、町内に存するものをいう。ただし、既に売買又は賃貸借の目的となっている建物であって当該目的のために建築又は取得したものを除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存在する空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(事業者の登録)

第4条 空き家バンクによる空き家の取引を仲介する事業者は、町の登録を受けなければならない。

(事業者の登録要件)

第5条 前条の登録を受けることができる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会北播磨支部の会員であること。
- (2) 市町村税を完納していること。
- (3) 多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(事業者の登録申出等)

第6条 第4条の登録を希望する者は、空き家バンク事業者登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録したとき、又は登録を拒否したときは、空き家バンク事業者登録完了（却下）通知書（様式第2号）により、申出を行った者に通知するものとする。

(事業者の登録事項の変更及び取消の届出)

第7条 前条第2項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録の内容に変更があったときは、空き家バンク事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により、当該登録を取り消すときは空き家バンク事業者登録取消届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(事業者の登録の不受理又は取消し)

第8条 町長は、前条の規定により事業者登録取消の届出があったとき、又は登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すとともに、空き家バンク事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (3) 町長が登録事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、事業者に損害が発生した場合であっても、町はその賠償の責を負わないものとする。

(空き家の登録申込み等)

第9条 空き家バンクに空き家の情報の登録をしようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク物件登録申込書（様式第6号）及び空き家バンク登録カード（様式第7号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申出があった物件について、必要に応じて調査をすることができる。

3 登録申込者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 町長は、第1項の規定による登録の申出があった場合は、その内容等を確認し、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に登録するとともに、登録事業者に当該登録申込者の登録カードを提供する。ただし、登録申込者が、直接取引を選択しているとき又は登録物件を取り扱うこととなった登録事業者（以下「取扱事業者」という。）を定めているときは、この限りでない。

5 登録事業者は、前項の登録カードを確認し、自らが当該登録物件の取扱いを希望する場合は、町を通じて当該登録申込者に交渉を申し出るものとする。

6 前項の申出を受けた登録申込者は、申し出た登録事業者の中から取扱事業者を選ぶものとする。

7 前項の規定により取扱事業者が決定したときは、登録申込者又は取扱事業者は、町にその旨を連絡するものとする。

8 町長は、登録申込者が直接取引を選択しているとき又は取扱事業者を定めているとき若しくは前項の規定による連絡があったときは、空き家バンク物件登録完了（却下）通知書（様式第8号）により当該登録申込者に通知するものとする。

9 登録事業者は、自らが保有する物件情報を空き家バンクに登録することができる。

10 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクの登録を却下するものとする。

- (1) 登録申込者が暴力団員等であると町長が覚知したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

11 町長は、第4項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該物件所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第10条 前条第8項の規定による登録完了通知を受けた登録申込者（以下「物件登録者」という。）又は当該物件の取扱事業者は、当該登録事項に変更があったときは空き家バンク物件登録変更届（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

(物件登録台帳の登録の取消し)

第11条 町長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録台帳から当該登

録を取り消すものとする。

- (1) 物件登録者から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 当該登録物件に関する所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再登録した場合は、この限りではない。
- (4) 申込み内容を偽って登録したことが判明したとき。
- (5) 第9条第10項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか町長が適当でないと認めるとき。

2 前項第1号及び第2号の場合において、物件登録者は空き家バンク物件登録取消届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により登録を取消したときは、空き家バンク物件登録取消通知書（様式第11号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（空き家の登録情報の提供）

第12条 町長は、物件登録台帳へ登録された情報（物件登録者の個人情報を除く。）を町Webサイト等を通じて広く周知するものとする。ただし、物件登録者が希望する場合は、窓口閲覧のみとする。

（利用の申込み等）

第13条 空き家バンクから空き家の登録情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用申込書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用の申込があったときは、その内容等を確認し、次の各号のいずれかの要件を満たすと認め、かつ地域住民と協力して生活ができると期待できるものであるときは、空き家バンク利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し又は定期的に滞在しようとするもの
- (2) 空き倉庫・工場・作業場を有効に利用しようとするもの
- (3) 住み替えにより住生活の改善を図ろうとするもの
- (4) その他町長が適当と認めるもの

（利用登録台帳の登録の取消し）

第14条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳から当該登録を取り消すものとする。

- (1) 利用登録者から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 第13条第2項各号のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をした場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第13号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（定住コンシェルジュの設置等）

第15条 町長は、利用登録者の本町への定住を支援するため、町内の生活情報、習慣その他の利用登録者が必要とする情報を提供又は助言する定住コンシェルジュを設置することができ

る。

- 2 定住コンシェルジュは、既に多可町に転入している者又は多可町の住民のうちから、町長が委嘱する。
- 3 定住コンシェルジュは、利用登録者からの相談を受けたときは、自らの体験から得られた情報等について、有利・不利に関わらず率直に伝え、利用登録者の不安や誤解の除去に努め、客観的な判断を促すものとする。また、利用登録者の定住後も、地域住民とともに引き続き相談等の支援を行うものとする。

(交渉の申込み等)

第16条 登録物件について交渉を希望する利用登録者は、速やかにその旨を町長に申し出るものとする。

- 2 町長は、前項の申出を受けたときは、当該利用希望者が希望する物件の取扱事業者及び定住コンシェルジュに速やかにその旨を連絡する。この場合において、当該登録者が取扱事業者を選定していないときは、物件登録者に連絡するものとする。
- 3 定住コンシェルジュは、前項の通知を受けて初めて行われる当該物件の利用希望者と取扱事業者又は物件登録者の内覧に、原則として同行するものとする。
- 4 第2項の規定による連絡を受けた取扱事業者又は物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と空き家の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第14号)により町長にその結果を報告するものとする。
- 5 前項において、物件に関する売買契約又は賃貸契約が成立した場合は、取扱事業者又は物件登録者は、当該契約書の写しを速やかに町長に提出しなければならない。

(取扱事業者又は物件登録者と利用登録者の交渉等)

第17条 町長は、取扱事業者又は物件登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉並びに売買又は賃貸借の契約の媒介をする行為には、直接関与しないものとする。

- 2 取扱事業者を選定していない物件登録者が物件に関する契約について専門家の助力を求めたときは、町は登録事業者の中から協力を求めるものとする。
- 3 空き家の売買、賃貸借等に係る交渉、契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 暴力団等は、空き家バンクを利用することができない。

- 2 前項の規定は、登録申込者又は利用申込者と生計を一にする同居の親族についても適用するものとする。
- 3 町長は、物件登録者又は利用登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団等になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに取り消さなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 第9条及び第13条の規定による物件登録台帳及び利用登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、多可町個人情報保護条例(平成17年多可町条例第11号)に定めるところによる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(多可町空き家バンク制度要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる告示(以下「旧告示」という。)は、廃止する。
 - (1) 多可町空き家バンク制度要綱(平成18年多可町告示第55号)
 - (2) 多可町空き家等情報バンク事業者事務取扱要領(平成28年告示第55号)(経過措置)
- 3 この告示の施行の際、現に旧告示の規定によりした届出その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりしたものとみなす。

様式第1号 (第6条関係)

多可町長 様

空き家バンク事業者登録申請書

法人名・事業者名	
所在地	
代表者役職・氏名	
宅地建物取引業者免許番号	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ホームページ	
多可町空き家バンク実施要綱に従い、多可町の定住促進と地域活性化に向けて、積極的に協力します。	はい ・ いいえ
暴力団、暴力団員と密接な関係はなく、これらは経営にも関与していません。	はい ・ いいえ
(多可町内の法人・事業者のみ)登録の決定に当たっては、町税の納付状況について調査することに同意します。	はい ・ いいえ
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業者免許証 (写) ・ (法人及び事業者の所在地が多可町にない場合)当該法人又は事業者の所在地の市町村税及び税外収入金の滞納がないことを証明する書類

上記のとおり申請します。

年 月 日

(申請者) 住 所

事業者名

印

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

多可町長 印

空き家バンク事業者登録完了（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者登録については、次のとおり（登録・却下）したので多可町空き家バンク実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

登録番号	第 号
登録日	年 月 日
却下の理由	

※ 申請内容に変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

多可町長 様

（登録事業者）住所 _____

氏名 _____ 印

空き家バンク事業者登録事項変更届出書

事業者登録の内容について、次のとおり変更があったので、多可町空き家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

多可町長 様

（登録事業者）住所 _____

氏名 _____ ㊞

空き家バンク事業者登録取消届出書

次のとおり事業者登録を取り消したいので、多可町空き家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

登録番号	第 号
取消理由	

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

多可町長

印

空き家バンク事業者登録取消通知書

次のとおり、事業者登録を取り消したので、多可町空き家バンク実施要綱第8条の規定により通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日
取消理由	

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

多可町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

空き家バンク物件登録申込書

多可町空き家バンク実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

1 希望する契約交渉形態 (該当する項目に✓を入れてください)

直接取引 契約交渉に関わるすべてを所有者等と利用者との間で責任を持って行います。

間接取引① 既に仲介業者があるとき
契約交渉に関わるすべてを次の宅地建物取引業者の仲介により行います。

仲介業者名			
連 絡 先	〒 - 住所		
	電話	取引態様	媒介(専属専任・専任媒介・一般) / 代理

間接取引② 仲介業者が決まっていないとき
多可町に登録している宅地建物取引業者に空き家バンク登録カードの情報を提供し、当該登録事業者の中から仲介業者を選択して契約交渉に関することすべてを依頼することを承諾します。
※間接取引の契約交渉については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等がかかります。

2 同意事項(確認された項目に✓を入れてください)

空き家バンク担当者による町課税台帳等の閲覧、写しの取得を認めます。

登録した情報の一部(所在地、物件の概要及び写真)をWebサイトで提供することに同意します。

多可町空き家バンクは、情報提供や必要な連絡調整等を行うのみで、物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。交渉、契約、問題解決等は、所有者等及び取扱事業者と利用登録者の間で責任をもって行うことを了承します。

登録期間は2年間です。なお、再登録した場合はこの限りではありません。

3 誓約事項(確認された項目に✓を入れてください)

この物件の所有者全員が、売買又は賃貸を行うことを承諾しています。

私及び生計を一にする同居の親族は、多可町暴力団排除条例(平成24年多可町条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

様式第7号 (第9条関係)

わかる範囲でご記入ください

空き家バンク登録カード

—

分類	住宅・別荘・倉庫・工場・作業場・店舗・事業所・土地・農地・その他()				売却 賃貸	
所在地	多可町			地目	台帳 現況	地籍調査 未・済
	〒 - 住所					
所有者 (管理者)	氏名		TEL			
	携帯		FAX			
	E-mail					
登記名 義人	建物	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他(氏名 住所)				
	土地	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他(氏名 住所)				
その他 連絡先	〒 - 住所					
	氏名		TEL			
	携帯		FAX			
	E-mail					

※太枠内の情報は、登録事業者及び空き家の交渉申込みがあった場合のみ利用登録者に公開します。

1. 空き家

希望価格	売却	円	賃貸	円/月	借地権・定期借家権	ペット可・不可	DIY可・不可
	その他条件						
物件の 概要	敷地	面積	建物構造		利用状況	補修の要否	補修の費用負担
		㎡	木・軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造		空き家・別荘	即入居可	所有者負担
	延床	坪	____葺 平屋・2階建 住宅・店舗併用		(年頃から)	多少の補修必要	入居者負担
		㎡	住宅・その他()		その他	大幅な補修必要	その他
	母屋	坪	年築・築 年(年頃増改築)		()	現在補修中	()
		1階	洋室()室 和室()室 DK LDK 浴室 脱衣所		トイレ 納戸 その他()		
	その他 ()	2階	洋室()室 和室()室 DK LDK 浴室 脱衣所		トイレ 納戸 その他()		
		1階			その他	1階	
	設備 状況	2階			()	2階	
		電気	引込済・オール電化・その他()		ガス	プロパンガス・その他()	
		水道	上水道・簡易水道・井戸・その他()		下水道	下水道・浄化槽・汲取・その他()	
		風呂	ガス・灯油・電気・その他()・有		トイレ	水洗・汲取 和式・洋式	
		テレビ	単独アンテナ・CATV・受信不可		庭	有・無	家庭菜園
	駐車	台可(車庫有 台・無)		その他			
	接道状況	(国・県・町)道 ()線から(m・隣接)					
私道の負担	有(面積 ㎡・共有持分 / 負担金 円) なし						
HPを見る人に一言							
特記事項							

【添付書類】

固定資産評価証明書(写)または登記簿(土地及び建物)(写) ※お問い合わせください。

建物の写真(建物・土地の全景を確認できるもの：数点、部屋：数点、風呂・トイレ・台所：各1点、その他：数点)

間取図・配置図・位置図 ※お問い合わせください。

2.付帯物件

希望価格		売却	円	賃貸	円/月			
		その他条件						
物件 の 概 要	所在地	地番	地目		面積	ほ場整備	その他 (耕作者の有無など)	
			台帳	現況				
	字					m ²	済・未	
						m ²	済・未	
						m ²	済・未	
特記事項								

【添付書類】位置図※お問い合わせください。

【事務処理欄】

主要施設 までの 距離	最寄りの高速出口_____ ()km	バス停_____ ()m・km
	小学校_____ ()m・km	中学校_____ ()m・km
	病院・診療所_____ ()m・km	役場・地域局_____ ()m・km
	スーパー_____ ()m・km	コンビニ_____ ()m・km
災害等 指定	浸水想定 m～ m未満・なし 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・なし 急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地被害想定区域・浸水実績・土砂災害実績	
各種法令	農地法・河川法・建築基準法・	

第 年 月 日 号

登録申込者

様

多可町長

印

空き家バンク物件登録完了(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった登録内容については、次のとおり(登録・却下)したので、多可町空き家バンク実施要綱第9条第8項の規定により、通知します。

記

登録番号	第 号
物件所在地	多可町
登録日	年 月 日
有効期限	年 月 日
交渉方法	<input type="checkbox"/> 直接取引 <input type="checkbox"/> 間接取引(仲介：)
却下の理由	

URL : <https://teiju.takacho.net/live/>

(注意)

- 1.変更が生じた場合は速やかに手続を行ってください。
- 2.空き家バンクへの登録有効期間は2年間です。有効期限満了後、再度登録を希望する場合は、再度の登録申込みが必要です。
- 3.多可町は、物件登録者、登録事業者及び利用登録者との空き家等に関する交渉並びに売買又は賃貸借の契約の媒介をする行為には、直接関与しません。

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日

多可町長 様

住所
(物件登録者・取扱事業者)
氏名

多可町空き家バンク物件登録変更届

多可町空き家バンク実施要綱第10条の規定により、登録事項の変更を届け出ます。

記

登録番号	第 号
物件所在地	多可町
変更内容	<ul style="list-style-type: none">・ _____を_____に変更する。・ 別紙様式第7号「空き家バンク登録カード」に記載のとおり。

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

多可町長 様

住所

氏名



空き家バンク物件登録取消届

下記の理由により空き家バンクへの登録を取り消したいので、多可町空き家バンク実施要綱第10条第2項の規定により届け出ます。

記

登録番号	第 号
物件所在地	多可町
取消理由	

様式第11号（第11条関係）

第 年 月 日

物件登録者

様

多可町長

印

空き家バンク物件登録取消通知書

多可町空き家バンク実施要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を取り消したので通知します。

記

物件登録番号	第 号
物件所在地	多可町
取消理由	

様式第12号 (第13条関係)

年 月 日

空き家バンク利用申込書

多可町長 様

〒 _____

住所 _____

氏名 _____ ②

年齢 _____ 才

多可町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、空き家の情報を利用したいので、同要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

引き続きメールによる情報配信を希望します。

多可町定住コンシェルジュへの情報提供に同意します。

登録番号

同居者予定者の構成	氏名	年齢	性別	続柄	職業 (学生の場合は学年)
連絡先	TEL	- -		携帯電話	
	FAX			その他連絡先	
	Eメール	② _____			
希望条件	<input type="checkbox"/> 売買希望 <input type="checkbox"/> 賃貸希望 <input type="checkbox"/> どちらでも				
購入	価格 _____ 円～ _____ 円				
賃貸	1か月あたり _____ 円～ _____ 円				
その他条件					
利用目的	(具体的にご記入ください。)				
移住を希望する時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ移住したい <input type="checkbox"/> 将来的に移住を考えている (_____ 年 _____ 月頃・ _____ 年以内) <input type="checkbox"/> 二地域居住・セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
HPに公開します。「こんな家を探しています」 「 _____ 代・男性・女性」 (裏面に続く)					

【事務局処理欄】

受付日	年 月 日	登録日	年 月 日	有効期間	年 月 日
受付方法	来庁 ・ FAX ・ 郵送 ・ Mail				
結果	<input type="checkbox"/> 契約成立日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 登録取消日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (理由 _____)				

誓 約 書

多可町長 様

私は、空き家バンクの利用申込に当たり、多可町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申込みを行います。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で利用することはありません。

また、申込書記載事項に偽りはなく、私及び私と生計を一にする同居の親族について、多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）ではないことを誓約するとともに、私及び私と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員又は暴力団密接関係者になったことを多可町が覚知したときは、私に係る利用者台帳の登録を直ちに取り消されることを認めます。

今後、空き家等を利用することとなったときは、在住者・使用者としての自覚を持ち、社会的に節度ある利用を行い、地元集落と協調連帯に努めることを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

Ⓔ

様式第13号（第14条関係）

第 年 月 日
年 月 日

利用登録者

様

多可町長

印

空き家バンク利用登録取消通知書

多可町空き家バンク実施要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの利用登録を取り消したので通知します。

記

利用者登録番号	第 号
取 消 理 由	

多可町長 様

(物件登録者又は取扱事業者) 住所 _____

氏名 _____ 印

空き家バンク登録物件交渉結果報告書

空き家バンク登録物件の交渉について、多可町空き家バンク実施要綱第17条第4項の規定により、次のとおり結果を報告します。

- 1 物件番号 : 第 号
- 2 物件所在地 : 多可町
- 3 種 別 : 売買 ・ 賃貸借
- 4 成立の可否 : 媒介契約 … 成立 ・ 不成立
売買・交換契約 … 成立 ・ 不成立
賃貸借契約 … 成立 ・ 不成立
- 5 物件登録者
住所
氏名
- 6 利用登録者
住所
氏名
- 7 売買・交換、賃貸借契約金額
(1) 売 買 円
(2) 賃 貸 (月) 円
契約期間 年 月 日～ 年 月 日

※添付書類 成約のときは、当該契約書の写し